

奈良市公報

第 3 0 6 号

平成26年6月前半分

平成27年1月6日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務がバンス課長
印刷所 株式会社 明新社

目次

規 則

- 奈良市立応急診療所条例施行規則の一部を改正する規則
..... 1
- 奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則..... 2
- 奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則..... 2
- 告 示
- 一般競争入札の実施（2件）..... 2
- 総合評価落札方式一般競争入札の実施..... 3
- 一般競争入札の実施（2件）..... 3
- 奈良市議会定例会の招集..... 3
- 都市景観形成地区の指定の変更..... 3
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定..... 4
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の廃止..... 4
- 放置自転車等の保管..... 4
- 一般競争入札の実施..... 5
- 住居番号の実施..... 5
- 一般競争入札の実施（2件）..... 5
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 6
- 放置自転車等の保管..... 6
- 一般競争入札の実施..... 6
- 都市計画地区計画の案の公衆縦覧（2件）..... 6
- 一般競争入札の実施..... 7
- 都市景観形成建築物等の指定..... 7
- 奈良市長等政治倫理条例施行規則に基づく報告書等の閲覧及び写しの交付に関する要綱の一部を改正する告示
..... 7
- 放置自転車等の保管（2件）..... 7
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定..... 8
- 障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止..... 8
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定..... 8
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出
..... 9
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出..... 9
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定..... 9
- 放置自転車等の保管..... 9
- 一般競争入札の実施..... 9
- 平成26年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送

- 達.....10
- 放置自転車等の保管.....10

訓 令 甲

- 奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令.....10

公 営 企 業

- 一般競争入札の実施（2件）.....10
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始.....10
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出.....11
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定.....11

選挙管理委員会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等.....11
- 不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付期日.....11
- 公職選挙法の規定による本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表.....12
- 大和高原北部土地改良区総代選挙の当選者.....13
- 大和高原北部土地改良区総代選挙の当選証書の付与（2件）.....13

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集.....14

災 害 対 策 本 部

- 奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示.....14

規 則

奈良市立応急診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月2日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第38号

奈良市立応急診療所条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市立応急診療所条例施行規則（昭和50年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「社団法人奈良市医師会」を「一般社団法人奈良市医師会」に改め、同条第2項中「社団法人奈良市歯科医師会」を「一般社団法人奈良市歯科医師会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市立応急診療所条例施行規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（平成26年6月2日揭示済）

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第39号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則
奈良市保健所長事務委任規則（平成14年奈良市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号イ中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同号エ中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同号中イを削り、あをいとし、オからンまでをカからあまでとし、エの次に次のように加える。

オ 法第10条第2項（法第38条において準用する場合を含む。）の規定による薬局の変更の届出の受理に関

すること。

附則

この規則は、平成26年6月12日から施行する。

（平成26年6月2日揭示済）

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第40号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別記第10号様式の2及び第10号様式の8中

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。） 1. 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 2. 市区町村民税非課税世帯に属する者 3. 市区町村民税課税世帯（所得割28万円未満）に属する者	を
	<input type="checkbox"/> II 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（自己負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 自己負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。） 1. 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 2. 市区町村民税非課税世帯に属する者 3. 市区町村民税課税世帯（所得割28万円未満）に属する者	に改める。
	<input type="checkbox"/> II 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 （当てはまるものに○をつける。） 1. 第2子に該当する者 2. 第3子以降に該当する者 ※ 通園証明等が必要となります。	
	<input type="checkbox"/> III 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（自己負担減免措置、補足給付の特例措置）に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置（ <input type="checkbox"/> 自己負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置）を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。	

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市児童福祉法施行細則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市児童福祉法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（平成26年6月2日揭示済）

告 示

奈良市告示第405号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良

市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年6月2日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路新設工事（秋篠町地内・（仮称）秋篠東西線）ほか34件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

（平成26年6月2日揭示済）

奈良市告示第406号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年 6月 2日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

平城公民館歌姫分館耐震補強設計業務委託ほか2件
(各業務の業務名、業務場所、業務期間、業務概要、予定価格、最低制限基準価格は別表のとおり)

以下省略

(平成26年 6月 2日揭示済)

奈良市告示第407号

次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

なお、この工事は、低入札価格調査制度を採用します。詳細は、奈良市建設工事低入札価格調査制度試行要領によります。

平成26年 6月 2日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称) 都跡地域ふれあい会館新設工事
- (2) 工事場所 奈良市四条大路五丁目2番45号
- (3) 工期 契約の日から平成27年3月27日まで
- (4) 工事概要 建築主体工事一式

外構工事一式

既設建物解体撤去工事一式

電気設備工事一式

機械設備工事一式

- (5) 予定価格 73,880千円(消費税及び地方消費税を除く。)

- (6) 調査基準モデル型算出価格 63,331千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年 6月 2日揭示済)

奈良市告示第408号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年 6月 2日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 2, 3号炉点検整備補修
- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」

- (3) 業務期間 契約の日から平成26年12月26日までとする。

- (4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。

焼却炉(全連続燃焼ストーカ式)処理能力 120 t/日

- 1, 燃焼設備補修 一式

- 2, ガス冷却設備補修 一式

- 3, 空気予熱設備補修 一式

- 4, 受入供給設備補修 一式

- 5, 灰出設備補修 一式

- 6, 灰固化設備補修 一式

- (5) 予定価格 121,613千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年 6月 2日揭示済)

奈良市告示第409号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年 6月 2日

奈良市長 仲川 元庸

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 2, 3号炉排ガス施設点検整備補修

- (2) 業務場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」

- (3) 業務期間 契約の日から平成26年12月26日までとする。

- (4) 業務概要 焼却炉施設の経年使用による劣化部分及び損傷部分の補修並びに分解整備補修を行う。

焼却炉(全連続燃焼ストーカ式)処理能力 120 t/日

- 1, 燃焼設備補修 一式

- 2, ガス冷却設備補修 一式

- 3, 空気予熱設備補修 一式

- 4, 減温塔設備補修 一式

- 5, 排ガス処理設備補修 一式

- 6, 通風設備補修 一式

- 7, 受入供給設備補修 一式

- (5) 予定価格 86,914千円(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年 6月 2日揭示済)

奈良市告示第410号

平成26年 6月 9日奈良市議事堂に奈良市議会定例会を招集します。

平成26年 6月 2日

奈良市長 仲川 元庸

(平成26年 6月 2日揭示済)

奈良市告示第411号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第9条第8項において準用する同条第1項の規定による都市景観形成地区の指定の変更をしたので、同条第6項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を公衆の縦覧に供します。

平成26年6月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 変更に係る都市景観形成地区の名称
奈良町都市景観形成地区
- 2 都市景観形成地区の指定の変更に係る土地の区域
奈良市今御門町、元林院町、西寺林町、南市町の各一部
- 3 変更に係る都市景観形成地区の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部まちづくり指導室景観課
(平成26年6月2日揭示済)

奈良市告示第412号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第46条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第85条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示します。

平成26年6月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970106510	奈良市若葉台一丁目7番1号	優花居宅介護支援センター	奈良市若葉台一丁目7番1号	株式会社優花	平成26年6月1日
2960190243	奈良市朱雀一丁目4番地の19 グリーンエクセルマルコウB-102	訪問看護ステーション グットライフ	奈良市朱雀五丁目3番地の10	有限会社やまびこ	平成26年6月1日
2970106544	奈良市南永井町405番地	元気サポート 和ごころ	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬 1208番地	株式会社和ごころ	平成26年6月1日
2970106536	奈良市石木町715番1	短期入所生活介護事業所 光の桜	奈良市奈良阪町2532番地の3	社会福祉法人ならやま会	平成26年6月1日
2970106528	奈良市学園北一丁目15番1号	吉祥寺デイサービス	奈良市杉ヶ町33番地3	株式会社月芳	平成26年6月1日

(平成26年6月2日揭示済)

奈良市告示第413号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業

【特定介護予防福祉用具販売・特定福祉用具販売】

者及び指定介護予防サービス事業者を廃止しましたので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により公示します。

平成26年6月2日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970104218	奈良市西大寺東町二丁目4-1	イオン奈良店	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	イオンリテール株式会社	平成26年 5月30日

【介護予防訪問介護・訪問介護】

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日
	所在地	名称	法人所在地	法人名	
2970101990	奈良市四条大路一丁目24番26号	ほほえみ訪問介護サービス事業所	奈良市四条大路一丁目24番26号	有限会社ほほえみ	平成26年 6月1日

(平成26年6月2日揭示済)

奈良市告示第414号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年6月2日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年6月2日
- 3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認で

きるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

- ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
- イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成26年6月2日揭示済)

奈良市告示第415号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年6月4日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 物品名 自走式搬入物展開検査装置
- (2) 詳細 別紙仕様書のとおり
- (3) 納入場所 奈良市左京五丁目2番地 奈良市環境清美工場内
- (4) 納入期限 平成27年2月20日
- (5) 担当課 奈良市環境清美工場
電話 0742-71-3000

以下省略

(平成26年6月4日揭示済)

奈良市告示第416号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成26年6月4日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成26年6月4日揭示済)

奈良市告示第417号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年6月5日

奈良市長 仲川元庸

1. 入札に付する事項

- (1) 事業名称
ICT教育活用事業向けタブレット端末の賃貸借
- (2) 調達する機器

- ・タブレット端末、周辺機器及びソフトウェア 一式
- ・タブレット端末充電収納庫 一式
- ・タブレット端末用画像転送装置 一式
- ・タブレット端末管理・設定用端末及びソフトウェア 一式
- ・タブレット端末用ネットワーク関連機器 一式
- ・タブレット端末用教材開発システム 一式

(3) 展開スケジュールの調整

展開スケジュールの作成・調整

(4) 機器の設計作業

タブレット端末及びソフトウェア、タブレット端末管理・設定用端末及びソフトウェア、無線LAN、授業支援システムの設計及び設定等

(5) 機器等の設置作業

機器等の設置作業(配線・ネットワーク接続作業含む)、機器設置後の動作確認

(6) 導入支援及び運用支援

- ・機器管理支援
- ・機器操作支援
- ・授業における利用支援及び補助

(7) 保守・サポート

機器等の保守及びサポート

(8) 納入条件

成果物作成等

(9) 保険

(10) その他

以下省略

(平成26年6月5日揭示済)

奈良市告示第418号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年6月5日

奈良市長 仲川元庸

1. 入札に付する事項

(1) 事業名称

確かな学力育成事業等向けタブレット端末の賃貸借

(2) 調達する機器

- ・タブレット端末、周辺機器及びソフトウェア 一式
- ・タブレット端末充電収納庫 一式
- ・タブレット端末用画像転送装置 一式
- ・タブレット端末管理・設定用パソコン及びソフトウェア 一式
- ・タブレット端末用ネットワーク関連機器 一式
- ・タブレット端末用授業支援システム 一式
- ・タブレット端末用教材開発システム 一式

(3) 展開スケジュールの調整

展開スケジュールの作成・調整

- (4) 機器の設計作業
タブレット端末及びソフトウェア、タブレット端末管理・設定用パソコン及びソフトウェア、無線LAN、授業支援システムの設計及び設定等
- (5) 機器等の設置作業
機器等の設置作業（配線・ネットワーク接続作業含む）、機器設置後の動作確認
- (6) 導入支援
 - ・機器管理支援
 - ・機器操作支援
 - ・授業における利用支援及び補助
- (7) 保守・サポート
機器等の保守及びサポート
- (8) 納入条件

成果物作成等
(9) 保険
(10) その他
以下省略

(平成26年6月5日揭示済)

奈良市告示第419号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年6月5日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
シニア倶楽部	奈良県奈良市南京終町19番地の1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成26年5月1日 平成26年5月1日
社会福祉法人楽慈会	奈良県奈良市南京終町13番地の4		
青春倶楽部	奈良県奈良市南京終町19番地の1	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成26年5月1日 平成26年5月1日
社会福祉法人楽慈会	奈良県奈良市南京終町13番地の4		

(平成26年6月5日揭示済)

奈良市告示第420号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年6月5日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年6月5日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年6月5日揭示済)

奈良市告示第421号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年6月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1. 入札に付する事項
 - (1) 業務名 奈良市本庁舎廃プラスチック類等産業廃棄物処理業務委託

- (2) 業務場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市本庁舎
- (3) 業務期間 平成26年7月7日から平成27年3月31日まで
- (4) 業務概要 奈良市本庁舎廃プラスチック類等産業廃棄物処理業務委託 一式

以下省略

(平成26年6月6日揭示済)

奈良市告示第422号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成26年6月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画の名称
押熊町北地区地区計画
- 3 地区計画の位置
奈良市押熊町2080番 他
- 4 地区計画の区域
別紙図面のとおりに
- 5 地区計画の面積
約1.1ha
- 6 地区計画の原案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間

平成26年6月10日から同年6月24日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成26年7月1日までに必着するように提出してください。

(平成26年6月9日揭示済)

奈良市告示第423号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更するため、奈良市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和61年奈良市条例第35号）第2条の規定により、次のとおり公告し、当該地区計画の原案を公衆の縦覧に供します。

平成26年6月9日

奈良市長 仲川元庸

1 地区計画等の種類

地区計画

2 地区計画の名称

東登美ヶ丘六丁目地区計画

3 地区計画の位置

奈良市東登美ヶ丘六丁目及び押熊町の一部

4 地区計画の区域

別紙図面のとおり

5 地区計画の面積

約10.5ha

6 地区計画の原案の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市都市整備部都市計画室都市計画課

7 地区計画の原案の縦覧期間

平成26年6月10日から同年6月24日まで

8 地区計画の原案に対する意見の提出方法

この地区計画の原案について意見を提出しようとする者は、所定の用紙に記載し権利を有する土地の付近見取図を添えて、奈良市都市整備部都市計画室都市計画課に平成26年7月1日までに必着するように提出してください。

(平成26年6月9日揭示済)

奈良市告示第424号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により告示します。

平成26年6月9日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要

名称	奈良市例規・法令等管理システム利用契約
内容	例規制定改廃作業における事務、法令解釈に係る事務の効率化を図るとともに、例規、法令の改正や判例情報等により迅速かつ正確な例規改正及び例規更新を行い、市民への迅速な情報提供を可能とするシステムを構築し提供するものとする。 (1) 例規管理システム (2) 例規立案・審査システム (3) 法令検索システム (4) 判例検索システム (5) 法令制定改廃情報等の提供 (6) サポート体制の構築 (7) 外部公開用例規データ等の提供 その他詳細は、「奈良市例規・法令等管理システム仕様書」によるものとする。
利用期間	平成26年8月1日から平成29年7月31日まで
契約方法	地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

以下省略

(平成26年6月9日揭示済)

奈良市告示第425号

なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及びなら・まほろば景観まちづくり条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）第8条の規定により次のとおり告示します。

平成26年6月9日

奈良市長 仲川元庸

名称	正悟屋
所在地	奈良市福智院町31番1
概要	本二階形式 切妻造（桁行6.43m 梁間11.4m）

(平成26年6月9日揭示済)

奈良市告示第426号

奈良市長等政治倫理条例施行規則に基づく報告書等の閲覧及び写しの交付に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年6月9日

奈良市長 仲川元庸

奈良市長等政治倫理条例施行規則に基づく報告書等の閲覧及び写しの交付に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市長等政治倫理条例施行規則に基づく報告書等の閲覧及び写しの交付に関する要綱（平成25年奈良市告示第572号）の一部を次のように改正する。

第2条中「文書法制課内」を「法務ガバナンス課内」に改める。

第6条中「文書法制課長」を「法務ガバナンス課長」に改める。

附則

この告示は、平成26年6月9日から施行する。

(平成26年6月9日揭示済)

奈良市告示第427号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域

内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年6月9日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年6月9日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年6月9日揭示済)

奈良市告示第428号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

- 1 指定年月日 平成26年6月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101837	株式会社けいはんなヘルパーステーション	631-0072	奈良県奈良市二名三丁目952-1	けいはんなヘルパーステーション	631-0072	奈良県奈良市二名三丁目952-1	同行援護
2910102066	特定非営利活動法人和合会	632-0221	奈良県奈良市都祁白石町2307番地	障害福祉サービス事業所COCOLO	632-0221	奈良県奈良市都祁白石町2307番地	就労移行支援(一般型)
2910102165	特定非営利活動法人地域密着型相談センターとまり木	630-8301	奈良県奈良市高畑町1025	とまり木キッズはうす	630-8301	奈良県奈良市高畑町1005-3	居宅介護
2910102264	株式会社てまり	630-0841	奈良県奈良市南京終町三丁目393番地3 ハイッ古都101号室	訪問介護てまり	630-0841	奈良県奈良市南京終町三丁目393番地3 ハイッ古都101号室	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

(平成26年6月11日揭示済)

奈良市告示第430号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する

- 1 廃止年月日 平成26年5月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910101159	社会福祉法人ぶろぼの	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-39 第3やまと建設ビル201号	テクノパークぶろぼのアルファ	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-39 第3やまと建設ビル301号	就労継続支援A型
2910100136	社会福祉法人寧楽ゆいの会	631-0842	奈良県奈良市菅原町48番地	ぐっど・たいむ	630-8115	奈良県奈良市大宮町三丁目5-35 アクティブ宝泉ビル5階	同行援護

(平成26年6月11日揭示済)

奈良市告示第431号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のと

指定介護機関	
名称	所在地
開設者	
名称	主たる事務所の所在地

平成26年6月10日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成26年6月10日
 - 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成26年6月10日揭示済)

奈良市告示第429号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定しましたので、同法第51条第1号の規定に基づき告示します。

平成26年6月11日

奈良市長 仲川元庸

指定障害福祉サービス事業者を廃止しましたので、同法第51条第2号の規定に基づき告示します。

平成26年6月11日

奈良市長 仲川元庸

おり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年6月11日

奈良市長 仲川元庸

施設又は実施する事業の種類	指定年月日

とみお診療所	奈良県奈良市三碓二丁目1-6	居宅訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション	平成26年4月1日 平成26年4月1日
社会医療法人 平和会	奈良県奈良市西大寺赤田町一丁目7-1		

(平成26年6月11日揭示済)

奈良市告示第432号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止し

た旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年6月11日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
下永 和博		柔道整復	平成26年6月6日
鍼灸整骨院ゆうとびあ奈良本部 (下永 和博)	奈良県奈良市学園大和町二丁目84番地		

(平成26年6月11日揭示済)

奈良市告示第433号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により北之庄町第二自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成26年6月11日

奈良市長 仲川元庸

1 変更があった事項及びその内容(一回目)

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	杉本 博行 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション106号	嶋田 稔 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション310号

変更の年月日 平成25年5月26日

2 変更があった事項及びその内容(二回目)

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	嶋田 稔 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション310号	吉澤 恵子 奈良市北之庄町53番地の2 若草マンション305号

変更の年月日 平成26年5月25日

3 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
解散の事由	本会は、地方自治法第260条第2項第15号において準用する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに同条第2項第2号の規定によるほか、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て解散する。	本会は、地方自治法第260条の20第2号から第5号までの規定により解散する。 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、会員総数の3分の2以上の承認を得なければならない。

変更の年月日 平成26年5月25日

(平成26年6月11日揭示済)

奈良市告示第434号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和62年奈良市規則第29号)第3条の規定により告示します。

平成26年6月12日

奈良市長 仲川元庸

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
赤澤 愛	医療法人康仁会西の京病院	奈良市六条町102番地の1	人工透析内科 (じん臓機能障害)	平成26年 5月28日
	医療法人康仁会西の京病院 西大寺クリニック	奈良市西大寺南町4番11号 明光第6ビル2階		

(平成26年6月12日揭示済)

奈良市告示第435号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年6月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年6月12日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年6月12日揭示済)

奈良市告示第436号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年6月13日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

項目	概要
----	----

業務名称	第4期奈良市障害福祉計画策定業務
業務内容	障害者総合支援法に基づく国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画として「第4期奈良市障害福祉計画」を策定する。 計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間。
委託期間	契約から平成27年3月31日まで
契約形式	委託契約

以下省略

(平成26年6月13日揭示済)

奈良市告示第437号

平成26年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部税務室資産税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成26年6月13日

奈良市長 仲川元庸

- この納税通知書の発送年月日
平成26年4月11日
- この公示送達により変更する納期限
変更前 第1期 平成26年4月30日
変更後 第1期 平成26年6月30日
- 送達を受けるべき者
省略

(平成26年6月13日揭示済)

奈良市告示第438号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年6月13日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成26年6月15日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年6月13日揭示済)

訓 令 甲

奈良市訓令甲第5号

庁 中 一 般

関係各所

奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年6月2日

奈良市長 仲川元庸

奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部を改正する訓令

奈良市総合計画策定委員会設置規程（昭和56年奈良市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「及び議会議務局長」を削る。

附 則

この訓令は、平成26年6月2日から施行する。

(平成26年6月2日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第18号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年6月2日

奈良市公営企業管理者

池田修

- 入札に付する事項
口径50耗配水枝管改良工事、奈良市芝辻町三丁目地内ほか1件（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年6月2日揭示済)

奈良市企業局告示第19号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年6月2日

奈良市公営企業管理者

池田修

- 入札に付する事項
公共下水道築造工事（公4）（単1）白毫寺町地内（工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年6月2日揭示済)

奈良市企業局告示第20号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成26年6月2日から2週間、奈良市企業局下水道部下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成26年6月2日

奈良市公営企業管理者
池田修

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成26年6月16日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市中町、法華寺町、南紀寺町二丁目、神殿町、東九条町、今市町、右京一丁目及び山陵町の各一部
- 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
熊取幹線-52	奈良市中町455-2	奈良市中町454-23
都跡幹線-342	奈良市法華寺町329-1	奈良市法華寺町328-2
北永井幹線-348	奈良市南紀寺町二丁目275-2	奈良市南紀寺町二丁目275-1
明治幹線-251	奈良市神殿町453-3	奈良市神殿町453-3
東九条幹線-157	奈良市東九条町707-18	奈良市東九条町677-2
帯解幹線-229	奈良市今市町726-2	奈良市今市町724-2
平城第1幹線-2	奈良市右京一丁目5-1	奈良市右京一丁目5-1
佐保台汚水幹線-4	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-5	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-6	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-7	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-8	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-9	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-10	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-11	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-12	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-13	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3575-1
佐保台汚水幹線-14	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3575-1
佐保台汚水幹線-15	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-16	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-17	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11
佐保台汚水幹線-18	奈良市山陵町3571-11	奈良市山陵町3571-11

- 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
奈良市朱雀三丁目13 平城浄化センター
奈良市佐保台三丁目902-7 佐保台浄化センター

(平成26年6月2日揭示済)

奈良市企業局告示第21号

奈良市企業局指定給水装置工事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年6月11日

奈良市公営企業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
日本開発工業	古田 一文	京都府相楽郡精華町下柏車付7番地66	平成26年6月9日

(平成26年6月11日揭示済)

奈良市企業局告示第22号

奈良市企業局指定給水装置工事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成26年6月11日

奈良市公営企業管理者
池田修

名称	代表者氏名	所在地	指 定 日
日本開発興業株式会社	代表取締役 古田 一文	京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田5番地1	平成26年6月9日

(平成26年6月11日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第12号

平成26年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成26年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,006人
 6分の1の数 50,043人
 3分の1の数 100,085人

(平成26年6月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第13号

平成26年7月6日執行予定の奈良市農業委員会委員一般選挙における郵便等をもって発送する不在者投票の投票用紙及び投票用封筒の交付期日を次のとおり定めます。

平成26年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

- 交付期日 平成26年6月28日

(平成26年6月2日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第14号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間における本市の選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次のとおり公表します。

平成26年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

1 選挙人名簿の抄本の閲覧

閲覧の年月日	申出者の氏名等	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
平成25年4月10日	佐藤 正久	後援会名簿の作成	法華寺町1578番地、藤原町364番地及び西大寺宝ヶ丘7番3の選挙人全件
4月30日			
平成25年5月1日	東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都東久留米市本町1丁目4番1号株式会社 インタージャーサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出	多門町の選挙人18人及び法蓮町の選挙人68人
平成25年5月20日	東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都東久留米市本町1丁目4番1号株式会社 インタージャーサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出	富雄北三丁目の選挙人43人
平成25年5月21日	奈良市三条大路1-9-17 朝日新聞奈良総局 寺西 淳	政治や選挙に関する世論調査の調査対象者の抽出	第4投票区の選挙人6人、第10投票区の選挙人6人、第61投票区の選挙人12人、第80投票区の選挙人6人及び第81投票区の選挙人6人
5月23日			
5月27日			
平成25年5月28日	東京都中央区銀座6-17-1 読売新聞東京本社編集局 世論調査部長 原田 哲哉	全国の有権者を対象に実施する政治に関する世論調査の調査対象者抽出	第25投票区の選挙人51人
平成25年8月6日	東京都渋谷区恵比寿1-19-15 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「参院選後の政治意識・2013」調査対象者の名簿作成	第67投票区の選挙人12人
平成25年8月9日	東京都渋谷区恵比寿1-19-15 一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次	「第23回参議院議員通常選挙に関する意識調査」調査対象者の名簿作成	第10投票区の選挙人18人
平成25年8月21日	東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出	富雄川西一丁目及び富雄川西二丁目の選挙人43人

	東京都東久留米市本町1丁目4番1号株式会社 インタージャーサーチ 代表取締役 井上 孝志		
平成25年8月28日	東京都中央区銀座6-16-12 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「時事世論調査」の対象者抽出	帝塚山一丁目から帝塚山六丁目までの選挙人各18人
平成25年9月20日	東京都港区東新橋1-7-1 一般社団法人 共同通信社 社長 福山 正喜	日本世論調査会の政治・選挙に関する面接世論調査の対象者抽出	第3投票区、第16投票区、第23投票区、第28投票区、第66投票区及び第73投票区の選挙人各12人
平成25年10月1日	奈良市三条大路1-9-17 朝日新聞奈良総局 寺西 淳	政治や選挙に関する世論調査の調査対象者の抽出	第60投票区及び第82投票区の選挙人各6人
平成25年10月21日及び22日	北村 拓哉	後援会名簿の作成、市政に対する要望の聞き取り	奈良阪町及び青山一丁目から青山八丁目までの選挙人全件
平成25年11月1日	東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都東久留米市本町1丁目4番1号株式会社 インタージャーサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出	川上町及び二名四丁目の選挙人各43人
平成25年11月15日	東京都中央区銀座6-17-1 読売新聞東京本社編集局 世論調査部長 西岡 努	全国の有権者を対象に実施する世論調査の調査対象者抽出	第73投票区の選挙人51人
平成26年1月28日	東京都港区六本木六丁目9-1 株式会社 テレビ朝日 代表取締役社長 早河 洋	政治・選挙に関するANN世論調査の対象者抽出	第1投票区、第38投票区及び第94投票区の選挙人225人
平成26年2月5日	東京都荒川区西日暮里2丁目40番10号株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 東京都東久留米市本町1丁目4番1号株式会社 インタージャーサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が実施する「家計消費状況調査」の対象者抽出	高畑町及び学園南二丁目の選挙人各43人
平成26年3月28日	東京都中央区銀座6-16-12 一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	「時事世論調査」の対象者抽出	五条畑一丁目、五条西一丁目、六条二丁目、六条三丁目及び六条西三丁目の選挙人各18人
平成25年4月15日、22日及び30日	井上 昌弘	後援者名簿の作成	鶴舞東町、鶴舞西町、南京終町一丁目から南京終町七丁目まで、南京終町及び桂木町の選挙人全件
平成25年5月8日、15日及び16日			
平成25年9月12日	猪奥 美里	選挙運動葉書送付等	市内全域の選挙人638人
平成25年9月27日			

平成25年 10月11 日、16日 及び25日		
平成25年 11月22日		
平成26年 3月14日		

2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧
該当なし
(平成26年 6月 2日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第15号

平成26年 6月 5日 執行の大和高原北部土地改良区総代選挙において次の者が当選しました。

平成26年 6月 5日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

選挙区	住 所	氏 名
1	奈良県奈良市矢田原町乙190番地	金山 章司
	奈良県奈良市此瀬町444番地	竹西 清
	奈良県奈良市水間町2170番地	荻木 茂雄
	奈良県奈良市丹生町706番地	東 雅史
	奈良県奈良市丹生町1086番地	谷口 雅則
	奈良県奈良市邑地町1493番地	中田 健史
	奈良県奈良市邑地町450番地の1	前 二三一
2	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山224番地	松田 充生
	奈良県奈良市月ヶ瀬瀬瀬496番地の2	井岡 克哉
	奈良県奈良市月ヶ瀬高280番地	浦久保 巧
	奈良県奈良市月ヶ瀬桃野4897番地	畠浦 博文
	奈良県奈良市月ヶ瀬石打707番地	山下 登
	奈良県奈良市月ヶ瀬長引184番地の4	西中 健
	奈良県奈良市都祁相河町112番地	中岡 卓生
3	奈良県奈良市都祁南之庄1112番地	中川 清隆
	奈良県奈良市都祁吐山町193番地	的場 正隆
	奈良県奈良市下深川町686番地	奥谷 孝文
	奈良県奈良市針町2194番地の2	奥谷 文人
	奈良県奈良市上深川町556番地	中西 淳一
	奈良県奈良市藪生町252番地の2	三田多太信
	奈良県奈良市都祁白石町846番地	久保 勝義
	奈良県奈良市小倉町379番地	猪井 康明
	奈良県奈良市荻町1291番地の2	東 文夫
	奈良県奈良市都祁小山戸町1629番地の1	奥村 泰夫
	奈良県奈良市都祁友田町564番地	日賀井博之
	奈良県奈良市針町1445番地	岸本 博文
	奈良県奈良市針ヶ別所町1251番地 1253番地	北出 雅勇
	奈良県奈良市都祁白石町2385番地	村田 稔
奈良県奈良市都祁吐山町3264番地	中山 廣一	
4	奈良県山辺郡山添村大字勝原1192番地	下垣内 博
	奈良県山辺郡山添村大字北野1254番地の1	福田 義彦
	奈良県山辺郡山添村大字春日712番地	嘉流 喜隆
	奈良県山辺郡山添村大字吉田535番地	大村 幸弘
	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬1082番地	東 寛明
	奈良県山辺郡山添村大字三ヶ谷533番地	高森 茂朗
	奈良県山辺郡山添村大字菅生1867番地	藤田 富丸

	奈良県山辺郡山添村大字西波多3815番地	永尾 豊和
	奈良県山辺郡山添村大字伏拝846番地	富田 稔
	奈良県山辺郡山添村大字箕輪633番地	福西 英文
	奈良県山辺郡山添村大字堂前175番地	今谷 直仁
	奈良県山辺郡山添村大字大塩612番地	南谷 和孝
	奈良県山辺郡山添村大字岩屋1701番地	山本 孝
	奈良県山辺郡山添村大字毛原425番地	奥本 博一
5	奈良県宇陀市室生下笠間724番地	久保 正義
	奈良県宇陀市室生上笠間338番地・339番地合併の2	松村 正治
	奈良県宇陀市室生小原258番地	北森 吉也
	奈良県宇陀市室生小原243番地	前川 新典
6	奈良県天理市山田町2266番地	中谷 清貴
	奈良県天理市山田町2618番地	大石 茂

(平成26年 6月 5日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第16号

平成26年 6月 5日 執行の大和高原北部土地改良区総代選挙において当選した次の者に本日当選証書を付与しました。

平成26年 6月 5日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

選挙区	住 所	氏 名
4	奈良県山辺郡山添村大字勝原1192番地	下垣内 博
	奈良県山辺郡山添村大字北野1254番地の1	福田 義彦
	奈良県山辺郡山添村大字春日712番地	嘉流 喜隆
	奈良県山辺郡山添村大字吉田535番地	大村 幸弘
	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬1082番地	東 寛明
	奈良県山辺郡山添村大字三ヶ谷533番地	高森 茂朗
	奈良県山辺郡山添村大字菅生1867番地	藤田 富丸
	奈良県山辺郡山添村大字西波多3815番地	永尾 豊和
	奈良県山辺郡山添村大字伏拝846番地	富田 稔
	奈良県山辺郡山添村大字箕輪633番地	福西 英文
6	奈良県天理市山田町2266番地	中谷 清貴
	奈良県天理市山田町2618番地	大石 茂
	奈良県山辺郡山添村大字堂前175番地	今谷 直仁
	奈良県山辺郡山添村大字大塩612番地	南谷 和孝
	奈良県山辺郡山添村大字岩屋1701番地	山本 孝
	奈良県山辺郡山添村大字毛原425番地	奥本 博一

(平成26年 6月 5日 揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第17号

平成26年 6月 5日 執行の大和高原北部土地改良区総代選挙において当選した次の者に本日当選証書を付与しました。

平成26年 6月 6日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

選挙区	住 所	氏 名
1	奈良県奈良市矢田原町乙190番地	金山 章司
	奈良県奈良市此瀬町444番地	竹西 清
	奈良県奈良市水間町2170番地	荻木 茂雄
	奈良県奈良市丹生町706番地	東 雅史

	奈良県奈良市丹生町1086番地	谷口 雅則	
	奈良県奈良市邑地町1493番地	中田 健史	
	奈良県奈良市邑地町450番地の1	前 二三一	
	奈良県奈良市水間町2166番地の3	上岡 賢治	
2	奈良県奈良市月ヶ瀬尾山224番地	松田 充生	
	奈良県奈良市月ヶ瀬月瀬496番地の2	井岡 克哉	
	奈良県奈良市月ヶ瀬高280番地	浦久保 巧	
	奈良県奈良市月ヶ瀬桃香野4897番地	西浦 博文	
	奈良県奈良市月ヶ瀬石打707番地	山下 登	
	奈良県奈良市月ヶ瀬長引184番地の4	西中 健	
3	奈良県奈良市都祁相河町112番地	中岡 卓生	
	奈良県奈良市都祁南之庄1112番地	中川 清隆	
	奈良県奈良市都祁吐山町193番地	的場 正隆	
	奈良県奈良市下深川町686番地	奥谷 孝文	
	奈良県奈良市針町2194番地の2	奥谷 文人	
	奈良県奈良市上深川町556番地	中西 淳一	
	奈良県奈良市蘭生町252番地の2	三田多太信	
	奈良県奈良市都祁白石町846番地	久保 勝義	
	奈良県奈良市小倉町379番地	猪井 康明	
	奈良県奈良市荻町1291番地の2	東 文夫	
	奈良県奈良市都祁小山戸町1629番地の1	奥村 泰夫	
	奈良県奈良市都祁友田町564番地	日賀井博之	
	奈良県奈良市針町1445番地	岸本 博文	
	奈良県奈良市針ヶ別所町1251番地 1253番地	北出 雅勇	
	奈良県奈良市都祁白石町2385番地	村田 稔	
	奈良県奈良市都祁吐山町3264番地	中山 廣一	
	5	奈良県宇陀市室生下笠間724番地	久保 正義
		奈良県宇陀市室生上笠間338番地・339番地合併の2	松村 正治
奈良県宇陀市室生小原258番地		北森 吉也	
奈良県宇陀市室生小原243番地		前川 新典	

(平成26年6月6日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第9号

奈良市農業委員会平成26年6月農地部会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成26年6月6日

奈良市農業委員会
農地部会長 岡 田 嘉 文

- 日時
平成26年6月13日（金） 午前9時30分
- 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 審議案件
 - 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - 農地法施行規則第32条第1号に該当する転用の届出について

- 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- 農地法第3条の3第1項の規定による届出について（5月専決処理分）
- 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（5月専決処理分）
- 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- 許可・受理の取消しについて
- 知事許可について（5月許可分）

(平成26年6月6日揭示済)

災 害 対 策 本 部

奈良市災害対策本部告示第1号

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年6月6日

奈良市災害対策本部長
仲 川 元 庸

奈良市災害対策本部規程の一部を改正する告示
奈良市災害対策本部規程（平成22年奈良市災害対策本部告示第2号）の一部を次のように改める。

第4条第4項中「統括官、法令遵守監察監」を「法令遵守監察監」に改める。

別表第2本部事務局の項中

「副部長 総合政策部理事」を

「副部長 財務部長

副部長 総合政策部理事」に、

「部長付 秘書室長」を「部長付 財務部参事 部長付 秘書室長」に、

「部長付 上辻市民生活部参事」を

「部長付 染谷総合政策部参事（兼）総務部参事

部長付 谷総合政策部参事（兼）市民生活部参事」に、

「危機管理課 を「危機管理課」に、
防犯・交通安全課」

「総合政策課 を「総合政策課」に、
交通政策課」

「人事課 を「人事課 奈良ブランド推進課」に、

「ガバナンス推進課 を「広報広聴課」に、
広報広聴課」

「行政経営課 を「行政経営課 に改め、
FM推進課」

同表基盤対策部の項中

「副部長 都市整備部長

を

部長付 建設部次長

部長付 道路室長」

「副部長 都市整備部長

<p>副部長 下水道部長 に、</p> <p>部長付 建設部次長 」</p> <p>「部長付 下水道室長 を</p> <p>部長付 都市計画室長」</p> <p>「部長付 建設部参事 に、</p> <p>部長付 都市計画室長」</p> <p>「部長付 まちづくり指導室長」を</p> <p>「部長付 まちづくり指導室長 に、</p> <p>部長付 岡本市民生活部参事」</p> <p>「農業委員会事務局」を「農業委員会事務局 交通政策課」に改め、</p> <p>同表保健救護部の項中「部長付 市民生活部次長」を</p> <p>「部長付 市民生活部次長 に、</p> <p>部長付 市民生活部参事」</p> <p>「部長付 保健所次長 を「部長付 保健所次長」に、</p> <p>部長付 保健部参事」</p> <p>「班長 病院事業課長」を「班長 医療政策課長」に、</p> <p>「病院事業課」を「医療政策課」に、「生活環境課」を</p> <p>「生活環境課 に改め、同表支援対策部の項中</p> <p>新斎苑建設推進課」</p> <p>「部長付 市民活動部次長</p> <p>部長付 保健福祉部次長 を</p> <p>部長付 保健福祉部参事」</p> <p>「部長付 保健医療室長 に、</p> <p>部長付 保健福祉部参事」</p> <p>「スポーツ振興課</p> <p>中央図書館 を「スポーツ振興課」に、</p> <p>西部図書館</p> <p>北部図書館 」</p> <p>「観光振興課</p> <p>「観光振興課」を 奈良町にぎわい課 に改め、</p> <p>リニア推進課 」</p> <p>「部長 総務部長</p> <p>同表被災調査部の項中 副部長 総務部理事」を</p> <p>「部長 総務部長」に、</p> <p>「滞納整理課 「滞納整理課</p> <p>債権整理課」を 総務課」に改め、</p> <p>同表環境対策部の項中「副部長 環境事業室長」を</p> <p>「副部長 環境部理事</p> <p>に改め、同表消防対策部の項中</p> <p>部長付 環境事業室長」</p> <p>「副部長 災害対策室長 を</p> <p>副部長 情報救急室長」</p> <p>「副部長 消防危機統制監」に、</p> <p>「部長付 参事」を「部長付 災害対策室長 に、</p> <p>部長付 情報救急室長」</p> <p>「班長 消防危機統制監 を</p> <p>副班長 総務課長 」</p> <p>「班長 総務課長 に改め、同表水道対策部の項中</p> <p>副班長 消防課長」</p>	<p>「部長 水道事業管理者</p> <p>副部長 業務部長 を</p> <p>副部長 技術部長 」</p> <p>「部長 公営企業管理者</p> <p>副部長 経営部長 に、</p> <p>副部長 上水道部長</p> <p>副部長 下水道部長」</p> <p>「部長付 業務部次長 「部長付 経営部次長</p> <p>部長付 技術部次長 を 部長付 上水道部次長 に、</p> <p>部長付 業務部参事 を 部長付 上水道部参事</p> <p>部長付 技術部参事」 部長付 下水道部参事」</p> <p>「経営管理課 を「経営管理課」に、</p> <p>上下水道統合推進課」</p> <p>「東部管理課」を「東部上下水道管理課」に改め、同表避</p> <p>難所支援部の項中</p> <p>「副部長 議会事務局長 を</p> <p>副部長 会計管理者 」</p> <p>「副部長 教育委員会事務局理事</p> <p>副部長 会計契約部長（兼）会計管理者 に、</p> <p>副部長 議会事務局長 」</p> <p>「部長付 教育総務部次長」を</p> <p>「部長付 教育総務部次長 に、</p> <p>部長付 会計契約部次長」</p> <p>「部長付 議会事務局次長</p> <p>部長付 人権文化推進室長 を</p> <p>部長付 契約室長 」</p> <p>「部長付 議会事務局次長」に、</p> <p>「会計課」を「会計課 に、</p> <p>指導監察課」</p> <p>「(小・中学校以外担当) を</p> <p>副班長 文書法制課長」</p> <p>「(小・中学校以外担当) に、</p> <p>副班長 法務ガバナンス課長」</p> <p>「各人権文化センター を</p> <p>文書法制課 」</p> <p>「各人権文化センター</p> <p>法務ガバナンス課 に改める。</p> <p>図書館政策課 」</p> <p>附 則</p> <p>この告示は、平成26年6月6日から施行し、この告示による改正後の奈良市災害対策本部規程の規定は、同年4月1日から適用する。</p> <p>(平成26年6月6日揭示済)</p>
--	--

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。